



ながさき

トラック広報



トピックス

- ◎ トラック物流問題解決に向けたオンライン説明会
- ◎ 改善基準告示に係る遵守状況確認ソフト
- ◎ 各部会の会員を募集します！

(公社)長崎県トラック協会

〒851-0131 長崎市松原町2651-3

TEL 095-838-2281

FAX 095-839-8508

URL <http://www.nata.or.jp>



1. 行政だより	
○ トラック物流問題解決に向けたオンライン説明会	9
2. 全ト協だより	
○ トラック運送業界の景況感（10月～12月期）	10
○ 近代化基金融資貸出金利の変更について	14
○ 軽油価格の調査結果（12月分）	15
○ 改善基準告示に係る遵守状況確認ソフトについて（周知依頼）	16
○ 防府トラックステーションの再開について～利用意向調査中～	17
3. 協会だより	
○ 令和8年新春講演会を開催しました	18
○ トラック運送事業者のための人材確保・労働環境改善セミナーの開催状況について	19
4. 部会だより	
○ 各部会の会員を募集します！	20
5. 陸災防だより	
○ 技能講習のお知らせ	21
○ 陸運と安全衛生	22
6. 交通共済コーナー	
○ 交通共済加入のおすすめ	25
7. 諫早T・Sのご案内	27

表紙写真：淡島神社（アワシマジンジャ）：長崎県雲仙市国見町神代西里

文化9年（1812年）神代藩主10代鍋島茂體公の時代に亀川出羽守忠英によって建立されました。淡島神社という名称は元来粟嶋神社の俗称として親しまれた呼び名でしたが、今では通り名となり、全国各地の淡島神社と同様、厚い信仰を集め「淡島さん」と親しまれています。神社内には、大（縦32.6cm 横33.2cm）中（縦30.2cm 横30.0cm）小（縦27.0cm 横28.0cm）3つの「ミニ鳥居」があり、これをすべてくぐることで健康な子供がうまるとされており、縁結び・安産・子育てに靈験があるとされています。その他にも鳥居をくぐる際に背を伸ばしてくぐることから、健康増進、寿命も延びるといわれています。

また毎年4月3・4日に「桜祭り」では、町内外からのたくさんの方で賑わいます。

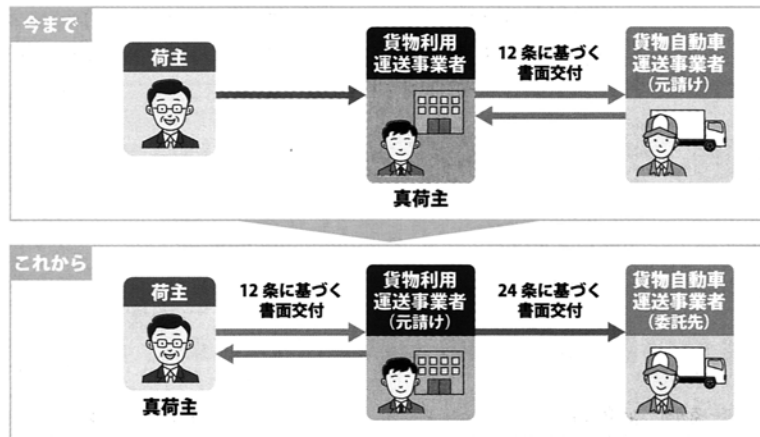
改正トラック法 (貨物自動車運送事業法) が施行されます

トラックドライバーの適切な賃金水準の確保と経済的社会的地位の向上等を目的として、令和7年6月11日に貨物自動車運送事業法が改正され、主に以下の3点の内容が令和8年4月1日から施行されます。

改正のポイント

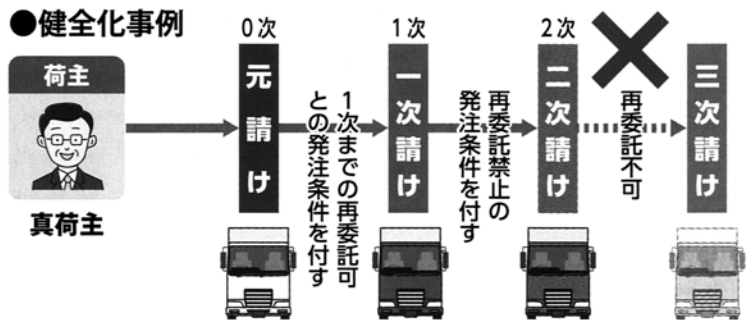
1 書面交付義務・実運送体制管理簿の作成義務の対象者が「利用運送」にも拡大

元請としてトラックを利用する貨物利用運送事業者にも、書面交付義務や実運送体制管理簿の作成義務が課されます。



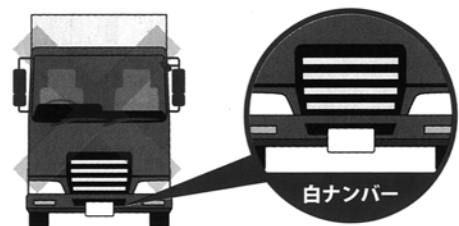
2 委託回数を2回までに制限

実運送事業者の適正運賃收受のために、再委託の回数が2回までに制限（努力義務）されます。



3 白トラ利用の罰則強化

いわゆる白トラに貨物の運送を委託した荷主等は新たに処罰の対象になります。



1

書面交付義務・実運送体制管理簿の作成義務の対象者が「利用運送」にも拡大

トラックへ再委託する利用運送事業者への新たな義務

令和7年4月の改正トラック法の施行により、元請として荷主から運送委託を受けた貨物利用運送事業者にも、書面交付義務や実運送体制管理簿の作成義務が課されます。

(書面の交付)

第十二条

2 前項の「真荷主」とは、自らの事業に関して貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者（次に掲げる者をいう。以下この項及び第六十四条第一号において同じ。）との間で運送契約を締結して貨物の運送を委託する者であって、貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者以外のものをいう。

- 一 貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第七条第一項に規定する第一種貨物利用運送事業者（以下単に「第一種貨物利用運送事業者」という。）
- 二 貨物利用運送事業法第二十四条第一項に規定する第二種貨物利用運送事業者
- 三 貨物利用運送事業法第四十六条第一項に規定する外国人国際第二種貨物利用運送事業者

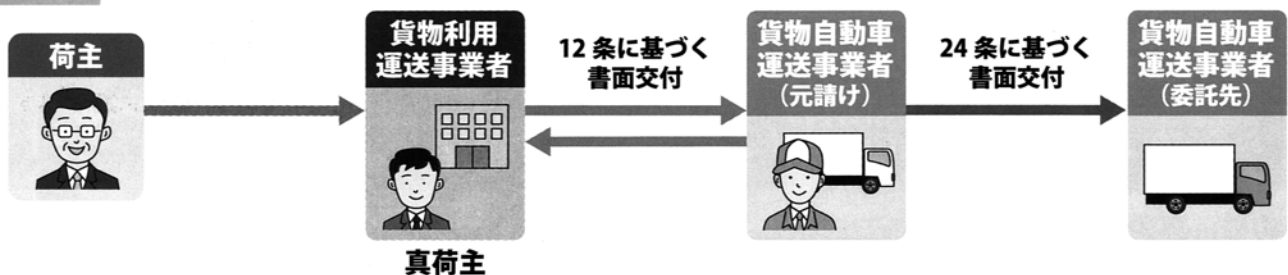


全てのトラックを利用する貨物利用運送事業者に書面交付義務が課されます

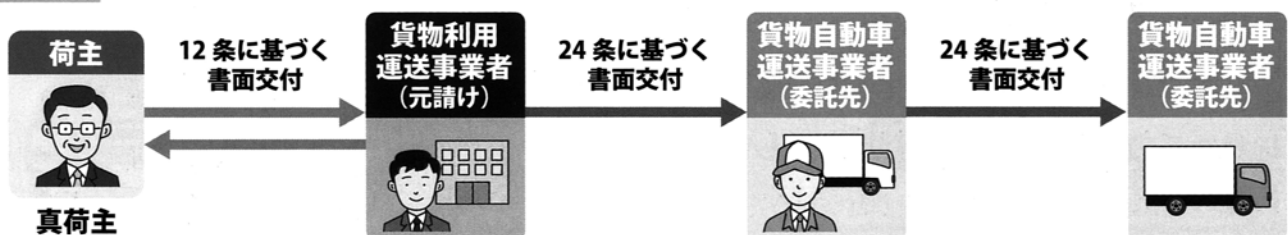
トラック運送事業者の運送役務や付帯業務の内容とその対価等を明確にするため、荷主から運送委託を受けてトラックを利用する元請の「貨物利用運送事業者」に対しても、書面交付義務が新たに課されます。

荷主が貨物利用運送事業者に運送を委託し、トラックの利用運送をする場合

今まで



これから



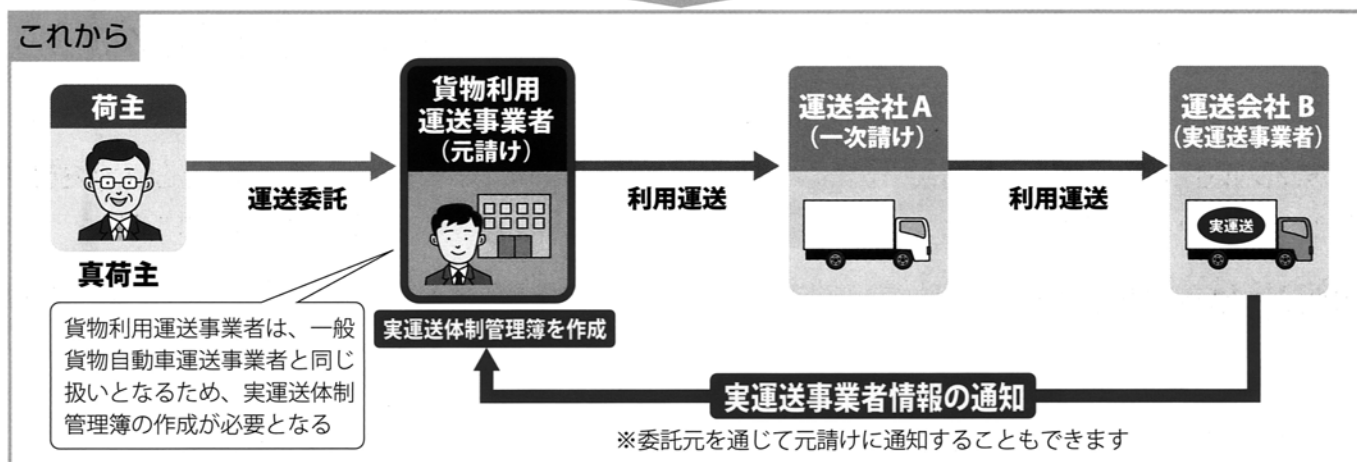
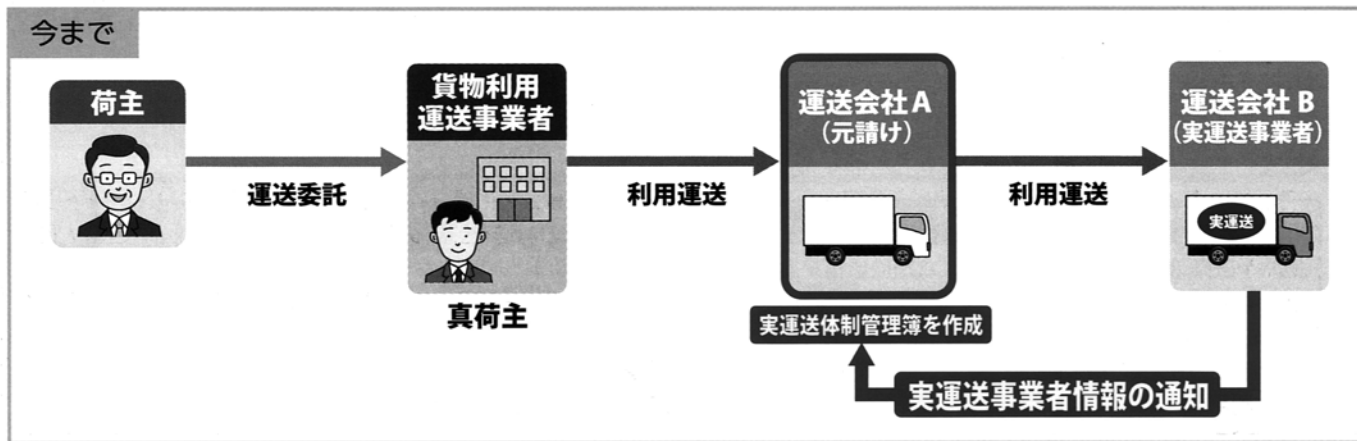
貨物利用運送事業者は、一般貨物自動車運送事業者と同じ扱いとなるため、荷主との間で12条に基づく書面交付が必要となる



元請としてトラックを利用する貨物利用運送事業者にも 実運送体制管理簿の作成義務が新たに課されます

荷主・元請事業者による多重取引構造の可視化を図るため、荷主から運送委託を受けてトラックを利用する元請の「貨物利用運送事業者」に対しても、実運送体制管理簿の作成義務が新たに課されます。

荷主が貨物利用運送事業者に運送を委託し、トラックの利用運送をする場合



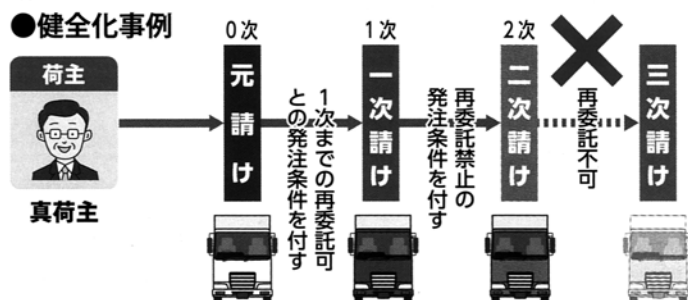
※上記のほか、トラックを利用する貨物利用運送事業者にも、運送利用管理規程の作成義務、運送利用管理者の選任義務が新たに課されます。

2 委託回数の制限



元請事業者に対して、再委託の回数を2回までに制限する努力義務が課されます

- ① 荷主から運送を受託した元請をゼロ次としてカウントし、元請からの再委託の回数を2段階までに制限するよう努めてください。
- ② 1次請け事業者も、元請の委託次数の縮減に協力して下さい。
- ③ 取引構造の途中に貨物利用運送事業者が入る場合も委託次数にカウントします。
- ④ マッチングサービス事業者等が運送契約の取次ぎを行う場合、委託次数はカウントしません。



3 白トラ利用の罰則強化



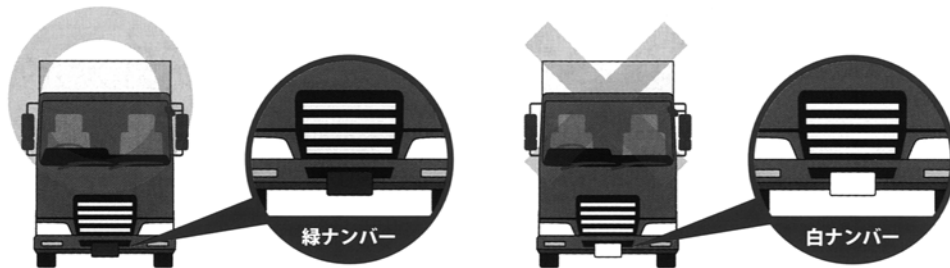
いわゆる白トラに貨物の運送を委託した荷主等は
新たに処罰の対象になります

- 白トラを利用した荷主等は、**100万円以下の罰金**に処されることがあります。
- 白トラへの関与が疑われる荷主等は、「**トラック・物流Gメン**」による**是正指導の対象**となります。

(無許可等で貨物自動車運送事業を営業者への貨物の運送の委託の禁止)

第六十五条の二 何人も、次のいずれかに該当する者に貨物の運送（自動車を使用しないで貨物の運送を行わせることを内容とする契約によるものを除く。）を委託してはならない。

- 一 第三条の規定に違反して一般貨物自動車運送事業を営業者
- 二 第三十五条第一項の規定に違反して特定貨物自動車運送事業を営業者
- 三 第三十六条第一項前段の規定に違反して貨物軽自動車運送事業を営業者



注：自家用自動車による運送について、自己の生業と密接不可分その業務過程の中に包摂され、独立性を有しないものである場合等（自らの販売・製造・修理等のために行う物品の運送）は許可不要です。

とりてき
取適法（令和8年1月1日施行）と**物流効率化法**（令和8年4月1日施行）も
トラック運送事業に関して**新しい規制が適用**されます。

中小受託取引適正化法（取適法）の詳細は、
公正取引委員会ホームページをご覧ください。

流通業務総合効率化法（物流効率化法）の詳細は、
物流効率化法ポータルサイトをご覧ください。



国土交通省 トラック運送適正取引
相談窓口はこちら



JTA 公益社団法人
全日本トラック協会

〒160-0004 東京都新宿区四谷三丁目2番地5
全日本トラック総合会館 TEL.03(3354)1009(代)
ホームページ <https://jta.or.jp/>

改正トラック法 (貨物自動車運送事業法) が施行されます

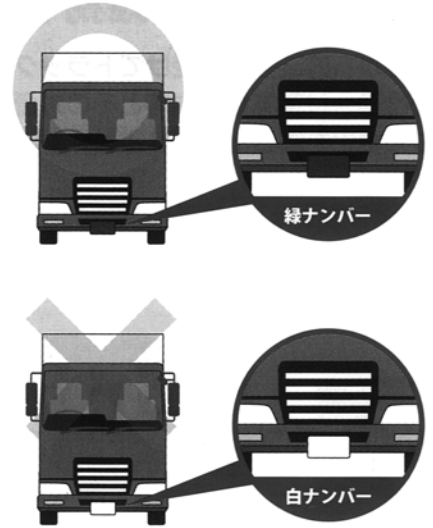
トラックドライバーの適切な賃金水準の確保と経済的社会的地位の向上等を目的として、令和7年6月11日に貨物自動車運送事業法が改正され、主に以下の3点の内容が令和8年4月1日から施行されます。

1 白トラ利用の罰則強化



いわゆる白トラに貨物の運送を委託した荷主等は新たに処罰の対象になります

- 白トラを利用した荷主等は、100万円以下の罰金に処されることがあります。
- 白トラへの関与が疑われる荷主等は、「トラック・物流Gメン」による是正指導の対象となります。



(無許可等で貨物自動車運送事業を営業者への貨物の運送の委託の禁止)
第六十五条の二 何人も、次のいずれかに該当する者に貨物の運送（自動車を使用しないで貨物の運送を行わせることを内容とする契約によるものを除く。）を委託してはならない。
一 第三条の規定に違反して一般貨物自動車運送事業を営業者
二 第三十五条第一項の規定に違反して特定貨物自動車運送事業を営業者
三 第三十六条第一項前段の規定に違反して貨物軽自動車運送事業を営業者

注：自家用自動車による運送について、自己の生業と密接不可分でその業務過程の中に包摂され、独立性を有しないものである場合等（自らの販売・製造・修理等のために行う物品の運送）は許可不要です。

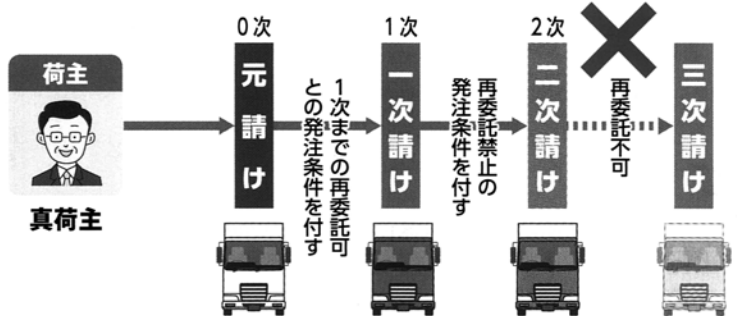
2 委託回数の制限



元請事業者に対して、再委託の回数を2回までに制限する努力義務が課されます

- ①荷主から運送を受託した元請をゼロ次としてカウントし、元請からの再委託の回数を2段階までに制限するよう努めてください。
- ②1次請け事業者も、元請の委託次数の縮減に協力して下さい。
- ③取引構造の途中に貨物利用運送事業者が入る場合も委託次数にカウントします。
- ④マッチングサービス事業者等が運送契約の取次ぎを行う場合、委託次数はカウントしません。

●健全化事例



3 書面交付義務・実運送体制管理簿の作成義務の対象者が「利用運送」にも拡大

トラックへ再委託する利用運送事業者への新たな義務

令和7年4月の改正トラック法の施行により、元請として荷主から運送委託を受けた貨物利用運送事業者にも、書面交付義務や実運送体制管理簿の作成義務が課されます。

(書面の交付)

第十二条

2 前項の「真荷主」とは、自らの事業に関して貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者（次に掲げる者をいう。以下この項及び第六十四条第一号において同じ。）との間で運送契約を締結して貨物の運送を委託する者であって、貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者以外のものをいう。

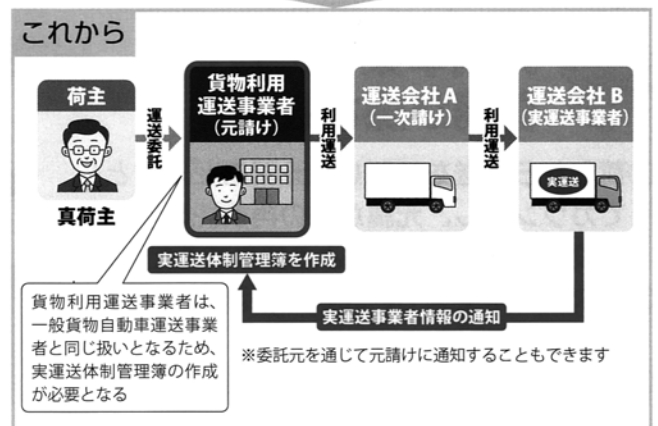
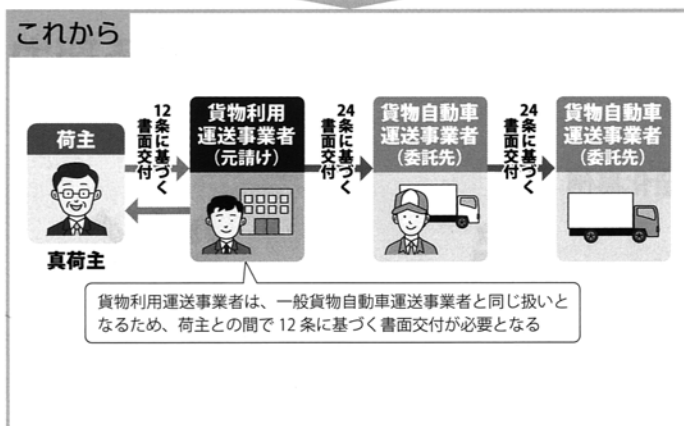
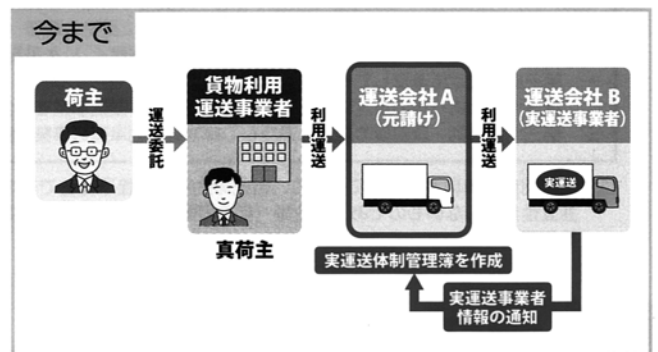
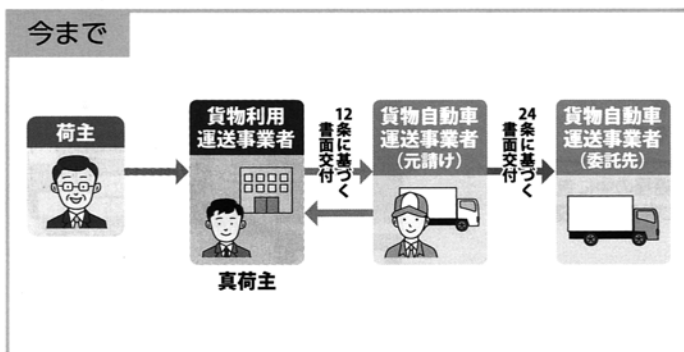
- 一 貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第七条第一項に規定する第一種貨物利用運送事業者（以下単に「第一種貨物利用運送事業者」という。）
- 二 貨物利用運送事業法第二十四条第一項に規定する第二種貨物利用運送事業者
- 三 貨物利用運送事業法第四十六条第一項に規定する外国人国際第二種貨物利用運送事業者



元請としてトラックを利用する貨物利用運送事業者にも書面交付義務や実運送体制管理簿の作成義務が新たに課されます

荷主から運送委託を受けてトラックを利用する元請の「貨物利用運送事業者」に対して、トラック運送事業者の運送役務や付帯業務の内容とその対価等を明確にするための書面交付義務や、荷主・元請事業者による多重取引構造の可視化を図るための実運送体制管理簿作成義務が新たに課されます。

荷主が貨物利用運送事業者に運送を委託し、トラックの利用運送をする場合



※上記のほか、トラックを利用する貨物利用運送事業者にも、運送利用管理規程の作成義務、運送利用管理者の選任義務が新たに課されます。



2026年春、引越をご検討のお客様！

分散引越に ご協力をお願いします！

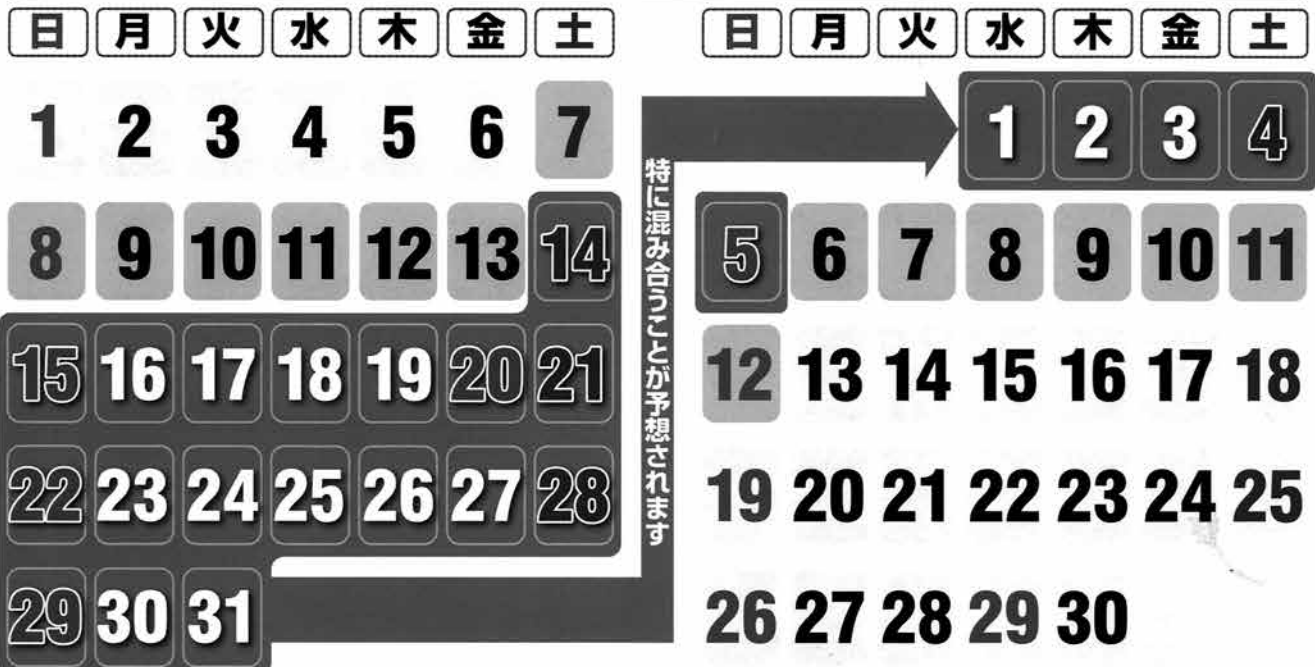
例年、3月から4月の時期は引越のご依頼が集中します。特に3月下旬から4月上旬に集中することが例年のパターンから予想されます。混み合う時期は「希望日にあう事業者が見つからない」など、ご希望に添えない場合もあります。トラブルのないスムーズなお引越のためにも、混雑時期を外したお引越をご検討下さいますようお願い・ご協力をお願い致します。



3月

2026年引越混雑予想カレンダー

4月



特に混雑が予想されます

混雑が予想されます

やや混雑が予想されます

上記を参考に2月以前または5月以降のお引越しの検討をお願い致します



国土交通省



公益社団法人
全日本トラック協会

都道府県トラック協会



引越は 「引越安心マーク」の事業者へ

(公社)全日本トラック協会が認定する
引越優良事業者のマークです。

くわしくは、[引越安心マーク](#) で検索

「引越安心マーク」の引越事業者を選ぶ **4**つの安心

- 1** 引越の約束事である「標準引越運送約款」を守ります。
- 2** 苦情等への対応窓口である「お客様対応責任者」を設けています。
- 3** 引越管理者講習の修了者を全ての事業所に配置しています。
- 4** 引越に係る法律(消費者契約法や個人情報保護法など)を守ります。

認定事業者は
QRコードで検索!!

郵便番号・
住所や地図からも
探せるよ



ステッカーを貼ってるよ!!

トラックを見かけたら探してみてね!

引越安心マークの
制度については
こちら



引越事業者を選ぶなら

国土交通省 からのお知らせ

国土交通省トラック・物流荷主特別対策室主催

トラック物流問題解決に向けた オンライン説明会【第32回】開催

次回開催日時：令和8年3月19日(木)

10:00～,15:00～(午前・午後の同日2回開催)

事前アンケートを実施しています

【主な質問】(荷主に対して)トラックドライバーに要請している作業内容、依頼する理由
(トラック事業者に対して)今收受している運賃は標準的運賃の何割？
※参加される前にアンケートに是非ご協力ください！

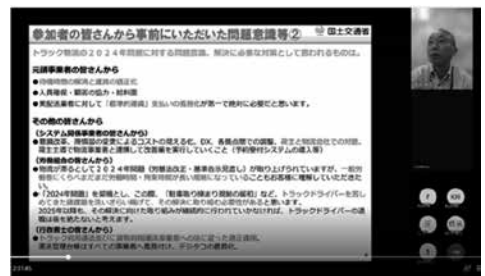


直接参加用
二次元コード

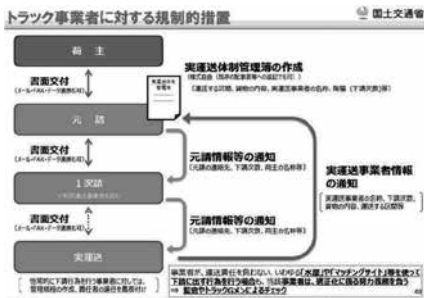
これまで約 **11,900** 人が視聴しています。
(令和5年8月1日から毎月1回実施)

(ご提供している情報(一部))

- ①参加者に対して実施した事前アンケートの結果共有
 - ②最近のトピック(各省報道発表資料より)
 - ③関係者の問題意識共有
 - ④改正物流法関係 質疑応答
 - ⑤トラック事業者・荷主・その他関係者からの事例紹介
- 運賃交渉に活用いただける資料なども提供しています！



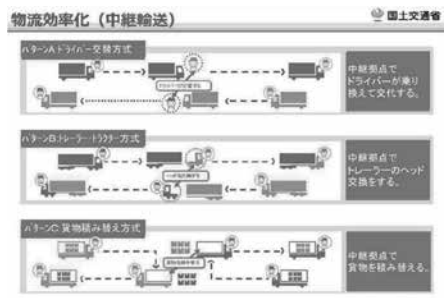
法改正の内容を詳しく説明



標準的運賃、運賃交渉情報提供



物流効率化参考情報提供



トラック事業者のほか、荷主・倉庫業者等を含む多くの参加者が評価！

(参加者コメント(一部))

- トラック事業者** 法改正のポイントは自身で探しに行く必要があるが、要約され説明される事で理解がしやすい。
- 倉庫業者** 登壇者説明後の主催者とのディスカッションは興味深くお聞きした。
- 発着荷主事業者** トラックドライバーの業務範囲が理解できたため今後の運送会社との契約に反映させていただきます。物流課題への具体的な取り組みが把握でき、これからのリスクに対し、どう対処していかなければいけないかの方向性が見えてくる。

【Gメンからのお願い】荷主等に関するお困りごとは、是非目安箱に投稿してください。

(例) “いつも荷待ちをさせられる”, “こんな作業までさせられている”, “運賃交渉に応じない”



目安箱
投稿用
二次元
コード

全ト協だより

第132回

トラック運送業界の景況感（速報）

令和7年10月～12月期

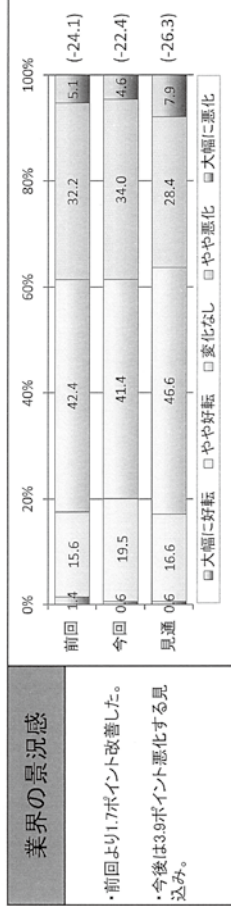
2025年9月の日銀短観調査によると、大企業製造業の業況判断DIは緩やかに景気の持ち直しが続くなか、前回調査から1ポイント改善し、15となった。

トラック運送業界においては、今期、輸送数量の減少、労働力不足などマイナス要因が作用したものの、補助金拡充による燃料調達価格の下落、運賃料金水準の改善基調を反映し、営業利益、経常利益が改善傾向に転じたことを背景に、景況感は前回▲24.1から▲22.4へ-1.7ポイント改善した。

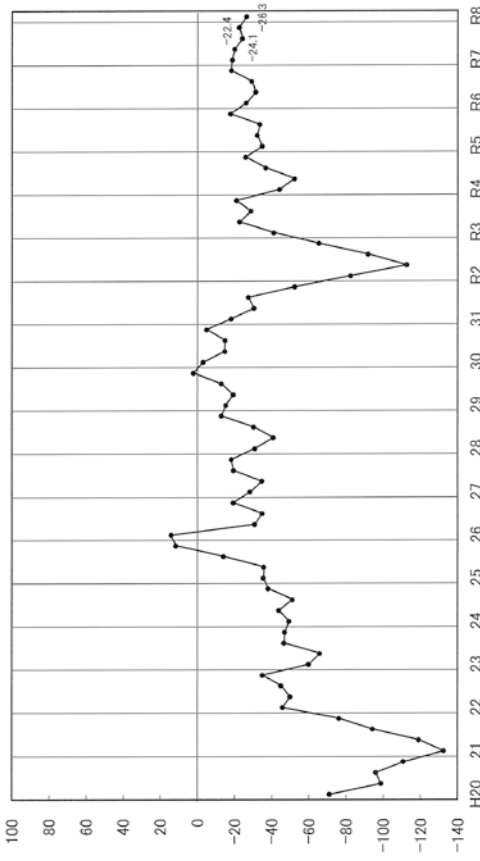
なお、来期の見通しは、物価高や運送原価の上昇等により、景況感は今回▲22.4から▲26.3へ-3.9ポイント悪化する見込みである。

1 業界の景況感：今回（令和7年10月～12月期）の概況と今後の見通し

今回の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・今期、輸送数量の減少、労働力不足などマイナス要因が作用したものの、補助金拡充による燃料調達価格の下落、運賃料金水準の改善基調を反映し、営業利益、経常利益が改善傾向に転じたことを背景に、景況感は前回▲24.1から▲22.4へ-1.7ポイント改善した。
今後の見通し	<ul style="list-style-type: none"> ・来期の見通しは、物価高や運送原価の上昇等により、景況感は今回▲22.4から▲26.3へ-3.9ポイント悪化する見込みである。



トラック運送業界の景況感(業況判断DI)の推移



(注1)各グラフ(3段の棒状グラフ)の上段は前回(R7.7月～9月期)の状況、中段は今回(R7.10月～12月期)の状況、下段は今後(R8.1月～3月期)の見通しを示す。いずれも前年同期比の回答である。

(注2)各グラフ(3段の棒状グラフ)の構成比は四捨五入のため、合計が100にならない場合がある。

(注3)各グラフ(3段の棒状グラフ)右側にあるカッコ内は判断指数。各判断指数は、各段別の回答に対し、「大幅に増加・上昇・好転・労働力不足」は+2、「やや増加・上昇・好転・労働力不足」は+1、「横ばい」は0、「やや減少・低下・悪化、労働力過剰」は-1、「大幅に減少・低下・悪化、労働力過剰」は-2の点数に置き換え、平均を100倍することにより各判断指数を算出している。

A (設問Aの回答者数) = $a1+a2+a3+a4+a5$ (設問Aの選択肢1～5の回答数の和)
 指標 = $(+2 \times a1) + (+1 \times a2) + (0 \times a3) + (-1 \times a4) + (-2 \times a5) \div A \times 100$

令和8年2月16日

公益社団法人 全日本トラック協会

3 共通の概況②：今回(令和7年10月～12月期)の状況と今後の見通し

今回の状況	<ul style="list-style-type: none"> 所定外労働時間は▲26.1(前回▲35.4)と9.3ポイント増加、貨物の再委託(下請運送会社への委託割合)は▲11.2(前回▲18.8)と7.6ポイント増加した。 経常損益は、補助金拡充による燃料調達価格の下落を反映し、▲8.1(前回▲28.3)と20.2ポイント改善した。
今後の見通し	<ul style="list-style-type: none"> 所定外労働時間は▲24.2(今回▲26.1)と1.9ポイント増加し、貨物の再委託は▲6.8(今回▲11.2)と4.4ポイント増加の見込みである。 経常損益は、物価高や運送原価の上昇等により、▲16.8(今回▲8.1)と8.7ポイント悪化する見込みである。

所定外労働時間	<p>前回 04 9.3 50.6 33.8 5.9 (-35.4) 今回 12 6.2 62.1 26.1 4.3 (-26.1) 見通 06 6.2 64.0 26.7 2.5 (-24.2)</p> <p>□ 大幅に増加 □ やや増加 □ 横ばい □ やや減少 □ 大幅に減少</p>
貨物の再委託 (下請運送会社への委託割合)	<p>前回 04 9.8 66.4 17.6 5.9 (-18.8) 今回 12 17.4 56.5 18.6 6.2 (-11.2) 見通 2.5 60.2 18.0 4.3 (-6.8)</p> <p>□ 大幅に増加 □ やや増加 □ 変わらない □ やや減少 □ 大幅に減少</p>
経常損益	<p>前回 08 19.7 35.4 38.6 5.5 (-28.3) 今回 29.2 39.8 24.8 6.2 (-8.1) 見通 06 18.6 49.1 26.7 5.0 (-16.8)</p> <p>□ 大幅に好転 □ やや好転 □ 変化なし □ やや悪化 □ 大幅に悪化</p>

【調査の概要】
 平成5年3月より開始、以降3カ月ごとに実施、第132回調査は、令和8年1月5日に、モニターに対して調査開始、令和8年1月31日回収分までを集計。

特種	一般	回答事業者全体
79	421	483

2 共通の概況①：今回(令和7年10月～12月期)の状況と今後の見通し

今回の状況	<ul style="list-style-type: none"> 実働率は▲13.7(前回▲5.3)と8.4ポイント悪化、実車率は▲7.5(前回▲7.1)と0.4ポイント悪化し、輸送効率は悪化した。 運転者の採用動向は▲11.8(前回▲32.0)と20.2ポイント上昇、運転者の雇用動向(労働力の不足感)は89.4(前回95.7)と6.3ポイント低下し、労働力の不足感は弱くなった。
今後の見通し	<ul style="list-style-type: none"> 実働率は▲16.1(今回▲13.7)と2.4ポイント悪化、実車率は▲14.9(今回▲7.5)と7.4ポイント悪化する見込みである。 運転者の採用動向は▲19.9(今回▲11.8)と8.1ポイント低下し、運転者の雇用動向は97.5(今回89.4)と8.1ポイント上昇し、労働力の不足感は強くなる見込みである。

実働率	<p>前回 04 15.2 64.4 18.9 1.1 (-5.3) 今回 06 18.0 52.2 25.5 3.7 (-13.7) 見通 14.3 58.4 24.2 3.1 (-16.1)</p> <p>□ 大幅に上昇 □ やや上昇 □ 横ばい □ やや低下 □ 大幅に低下</p>
実車率	<p>前回 04 13.7 68.6 12.9 4.3 (-7.1) 今回 16.8 62.1 18.0 3.1 (-7.5) 見通 13.0 62.7 20.5 3.7 (-14.9)</p> <p>□ 大幅に上昇 □ やや上昇 □ 横ばい □ やや低下 □ 大幅に低下</p>
運転者の採用動向	<p>前回 08 9.4 55.3 26.3 8.3 (-32.0) 今回 21.1 51.6 21.7 5.6 (-11.8) 見通 13.0 60.2 20.5 6.2 (-19.9)</p> <p>□ 大幅に増加 □ やや増加 □ 変わらない □ やや減少 □ 大幅に減少</p>
運転者の雇用動向 (労働力の不足感)	<p>前回 29.1 41.1 26.7 2.7 (95.7) 今回 19.9 51.6 26.7 1.9 (89.4) 見通 23.6 52.2 22.4 1.9 (97.5)</p> <p>□ 不足 □ やや不足 □ 適当 □ やや過剰 □ 過剰</p>

(注)雇用動向については、上段は前回(前7月～9月期)の状況、中段は今回(前7.10月～12月期)の状況、下段は今後(前8.1月～3月期)の見通しを示しているが、前回及び今回は前年同月比ではなく、その年の状況を示し、見直しは「前年同月比の見直し」を記載している。

4 一般貨物：今回（令和7年10月～12月期）の状況と今後の見通し

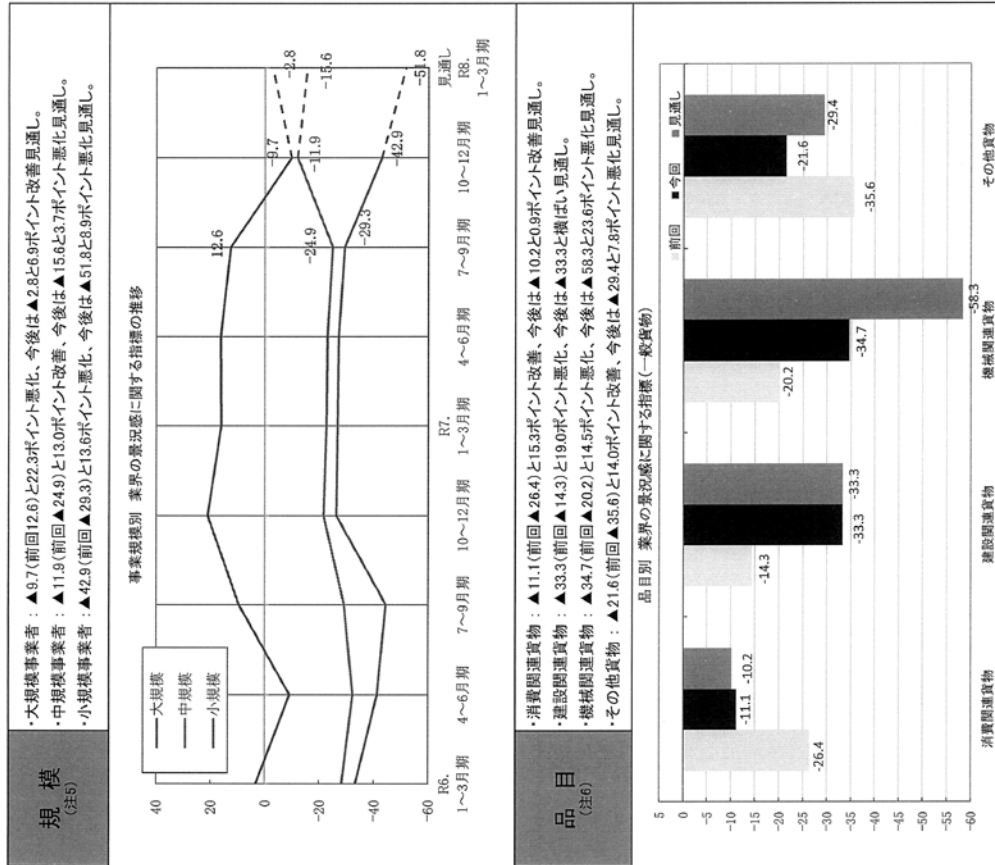
今回の状況	<ul style="list-style-type: none"> 一般貨物では、輸送数量は▲10.6(前回▲14.9)と4.3ポイント改善、運賃・料金の水準は41.7(前回15.9)と25.8ポイント改善したことから、営業収入(売上高)は5.3(前回▲11.3)と16.6ポイント改善した。 営業利益は補助金拡充による燃料調達価格の下落を反映し、▲5.3(前回▲37.9)と32.6ポイント改善した。
今後の見通し	<ul style="list-style-type: none"> 一般貨物では、輸送数量は▲16.6(今回▲10.6)と6.0ポイント悪化、運賃・料金の水準は29.8(今回41.7)と11.9ポイント悪化することから、営業収入(売上高)は▲6.6(今回5.3)と▲11.9ポイント悪化する見込みである。 営業利益は、来期の事業環境の不透明感を反映し、▲11.3(今回▲5.3)と6.0ポイント悪化する見込みである。
輸送数量	<p>前回 17 14.5 1 3.2 1 1.8 19 (14.9)</p> <p>今回 17 14.5 1 3.2 1 1.3 19 (10.6)</p> <p>見通 17 14.5 1 3.2 1 1.3 19 (16.6)</p> <p>□大幅に増加 □やや増加 □横ばい □やや減少 □大幅に減少</p>
運賃・料金の水準	<p>前回 0.4 33.2 0.4 15.9 0.4 4.4 0.8 (15.9)</p> <p>今回 0.4 47.0 0.4 48.3 0.4 41.7 1.2 (41.7)</p> <p>見通 0.4 36.4 0.4 56.3 0.4 29.8 1.2 (29.8)</p> <p>□大幅に上昇 □やや上昇 □横ばい □やや下落 □大幅に下落</p>
営業収入(売上高)	<p>前回 0.4 30.4 2.0 28.3 1.7 11.3 4.1 (11.3)</p> <p>今回 2.0 33.1 2.0 39.7 6.6 5.3 10.6 (5.3)</p> <p>見通 0.7 25.2 0.7 45.7 4.6 6.6 6.0 (6.6)</p> <p>□大幅に増加 □やや増加 □横ばい □やや減少 □大幅に減少</p>
営業利益	<p>前回 0.3 14.3 1.3 41.0 8.5 37.9 10.1 (37.9)</p> <p>今回 1.3 28.5 1.3 39.7 6.0 5.3 8.6 (5.3)</p> <p>見通 0.7 21.2 0.7 49.0 4.6 11.3 5.6 (11.3)</p> <p>□大幅に増加 □やや増加 □横ばい □やや減少 □大幅に減少</p>

5 特積貨物：今回（令和7年10月～12月期）の状況と今後の見通し

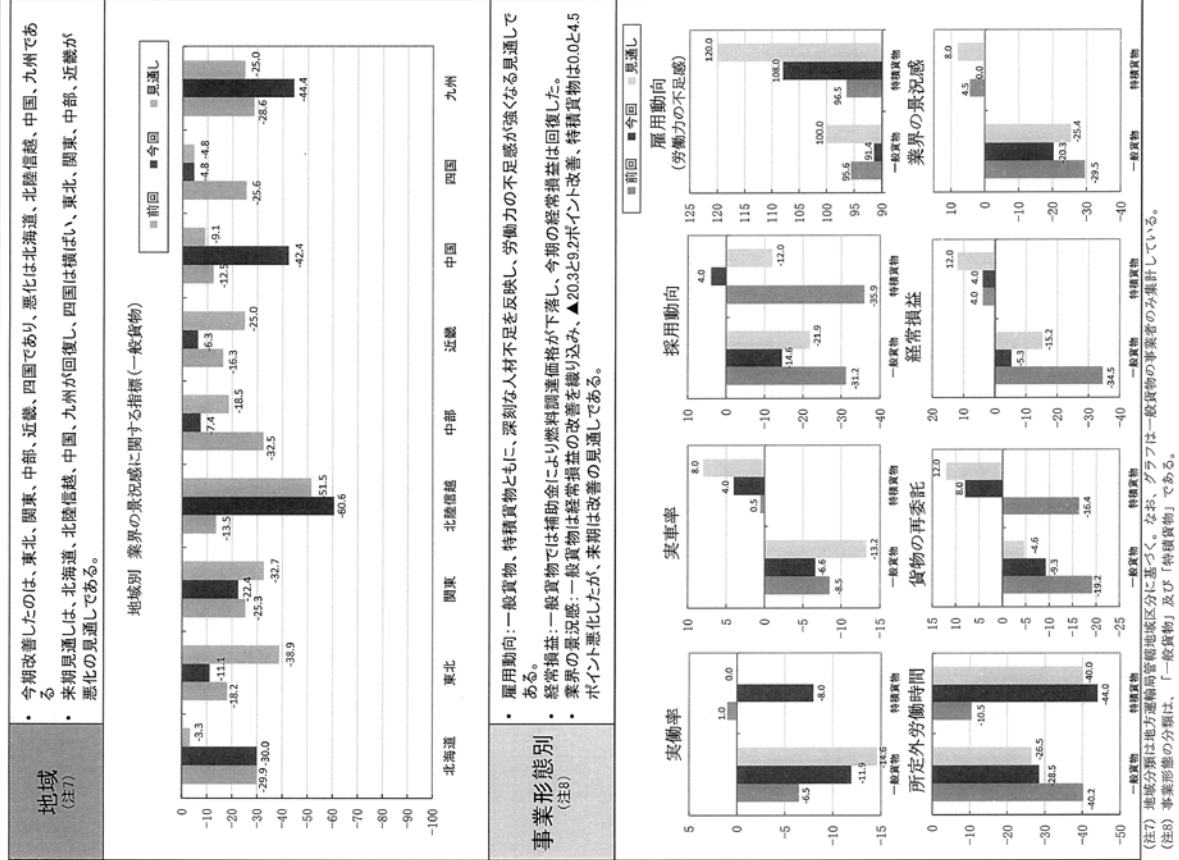
今回の状況	<ul style="list-style-type: none"> 特積貨物では、輸送数量は▲28.0(前回12.8)と40.8ポイント悪化したものの、運賃・料金の水準は36.0(前回22.1)と13.9ポイント改善し、営業収入(売上高)は4.0(前回10.5)と6.5ポイント悪化した。 営業利益は▲12.0(前回▲2.4)と9.6ポイント悪化した。
今後の見通し	<ul style="list-style-type: none"> 特積貨物では、運賃・料金の水準は48.0(今回36.0)と12.0ポイント改善するものの、輸送数量は▲44.0(今回▲28.0)と16.0ポイント悪化し、営業収入(売上高)は▲8.0(今回4.0)と12.0ポイント悪化する見込みである。 営業利益は▲24.0(今回▲12.0)と12.0ポイント悪化する見込みである。
輸送数量	<p>前回 3.8 15.4 71.8 83.3 (12.8)</p> <p>今回 12.0 52.0 32.0 48.0 (28.0)</p> <p>見通 8.0 52.0 28.0 48.0 (44.0)</p> <p>□大幅に増加 □やや増加 □横ばい □やや減少 □大幅に減少</p>
運賃・料金の水準	<p>前回 1.2 29.1 60.5 71.0 (22.1)</p> <p>今回 4.0 56.0 4.0 48.0 (36.0)</p> <p>見通 5.0 52.0 4.0 48.0 (48.0)</p> <p>□大幅に上昇 □やや上昇 □横ばい □やや下落 □大幅に下落</p>
営業収入(売上高)	<p>前回 3.5 31.6 38.6 43.9 (10.5)</p> <p>今回 28.0 52.0 16.0 44.0 (4.0)</p> <p>見通 28.0 44.0 20.0 8.0 (8.0)</p> <p>□大幅に増加 □やや増加 □横ばい □やや減少 □大幅に減少</p>
営業利益	<p>前回 1.2 27.1 29.4 31.8 (2.4)</p> <p>今回 20.0 56.0 16.0 8.0 (12.0)</p> <p>見通 20.0 48.0 20.0 12.0 (24.0)</p> <p>□大幅に増加 □やや増加 □横ばい □やや減少 □大幅に減少</p>

※特積貨物の損額は、「正配貨物」及び「配電以外の貨物」の各損額を総計

6 事業者特性別の特徴①：規模別・品目別 業界の景況感



7 事業者特性別の特徴②：地域別・事業形態別 業界の景況感等



近代化基金融資貸出金利の変更について

令和8年2月10日から長期プライムレートの引上げに連動して、近代化基金融資の貸出利率が次のとおり変更された旨、全ト協を通じて取扱金融機関から通知がありましたのでお知らせ致します。

記

1. 貸付利率

期 間	現行（改定前）	改定後
1年以上～3年以内	2.75%	2.90%
3年超～7年以内		
7年超～10年以内		

2. 実施日

令和8年2月10日



軽油価格の調査結果（12月分）

12月中の軽油価格調査を実施した結果は次のとおりであります。購入契約の参考に利用して下さい。

1. 単純集計価格

地区名	区分	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
九州(沖縄除)		116.10	107.34	118.33
全国(沖縄除)		116.55	107.39	116.07

2. 元売別集計価格〈九州（沖縄除）〉

元売名	区分	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
E N E O S		115.80	108.07	119.27
出光昭和シェル		120.72	106.88	115.98
キグナス				
コスモ		119.00	117.03	112.60
その他		110.65	105.07	120.70

3. 月間購入量別価格〈九州（沖縄除）〉

月間購入量	区分	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30キロ リットル未満		117.13	108.32	119.98
30～50キロ リットル未満		105.30	106.97	110.25
50～100キロ リットル未満		105.38	104.21	102.60
100キロ リットル以上			103.20	104.10

4. 支払期限別価格〈九州（沖縄除）〉

支払期限	区分	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30日未満		120.01	109.08	113.27
30～60日未満		114.17	106.51	119.43
60日以上		121.20	109.06	102.60

5. 軽油価格推移〈九州（沖縄除）〉

月別	区分	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
2025年8月		127.02	115.17	128.78
2025年9月		126.32	115.96	128.17
2025年10月		123.93	113.84	127.45
2025年11月		121.03	110.77	127.03
2025年12月		116.10	107.34	118.33

※消費税抜きの価格

改善基準告示に係る遵守状況確認ソフトについて（周知依頼）

標記の件について、厚生労働省労働基準局監督課より全ト協を通じて周知依頼がありましたのでお知らせいたします。

令和8年1月29日

公益社団法人全日本トラック協会 御中

厚生労働省労働基準局監督課

改善基準告示に係る遵守状況確認ソフトについて（周知依頼）

平素より、厚生労働行政に格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

厚生労働省では、令和6年4月に適用が開始された自動車運転者に対する時間外労働の上限規制及び改正改善基準告示について、トラック運送事業者の皆様に対し、その理解促進に向けた周知・啓発等を行ってきたところです。

今般、自動車運転者の始業・終業時刻や運転時間等を入力することにより、改正改善基準告示で定める拘束時間等の遵守状況を確認できる「遵守状況確認ソフト」を開発し、下記の公開日から、リンク先の厚生労働省ホームページに掲載することとなりました。

つきましては、貴会所属の事業者等に周知することにより、同ソフトの利用促進を図っていただきますよう、御協力のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

記

1 公開日

令和8年1月30日(金)

2 掲載先（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/gyosyu/roudoujouken05/index.html

※厚生労働省ホームページ内での掲載場所は以下のとおりです。

ホーム＞政策について＞分野別の政策一覧＞雇用・労働＞労働基準＞業種・職種別の対策＞自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示）

3 問合せ先

厚生労働省労働基準局監督課過重労働特別対策室過重労働特別監督第二係

TEL：03-5253-1111（内線）5134

以上

防府トラックステーションの再開について

利用意向調査中



回答はこちらから
「利用する」か
「利用しない」で
お答えください

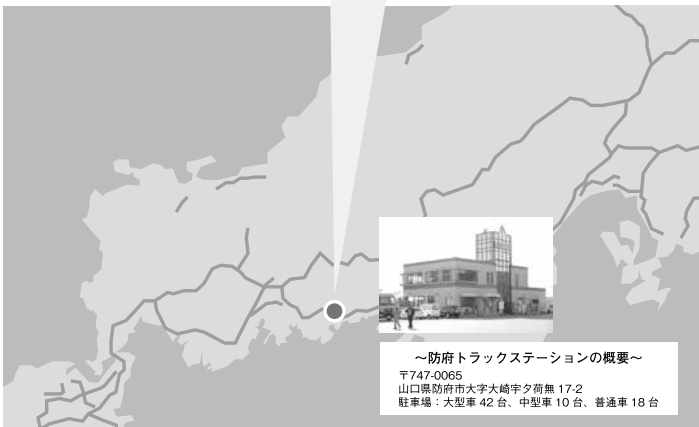


山陽道の近辺の休憩場所を確保するため、
閉鎖していた防府トラックステーション
の再開を検討しています。
(設備は外トイレと駐車場のみ)



拡大図

防府 TS の所在地はこちら



～防府トラックステーションの概要～
〒747-0065
山口県防府市大字大崎宇夕苜無 17-2
駐車場：大型車 42 台、中型車 10 台、普通車 18 台

中国地方の中での防府トラックステーション の位置関係

回答は3月15日まで

調査に関するお問い合わせは

(公社) 全日本トラック協会 03-3354-1091
担当者：谷、柴崎 (9:00~17:00 [12:00から13:00除く])



令和8年新春講演会を開催しました

公益財団法人九州運輸振興センターとの共催により、令和8年1月28日、長崎市のホテルニュー長崎において「令和8年新春講演会」を開催しました。会員事業者や行政関係者など約60名が参加し、金融・経済情勢およびトラック運送業界の課題と展望について理解を深める機会となりました。

第1部では、株式会社商工組合中央金庫長崎支店長兼県内統括の丸岡靖氏が登壇し、2026年度の日本経済はおおむね緩やかな成長基調を維持する見通しが示されました。一方で、物価上昇や地政学的リスクなど不確実性も指摘され、中小企業は依然として厳しい経営環境に置かれている状況が報告されました。また、消費者物価は高い水準で推移しているものの、今後は落ち着きが見込まれること、賃上げが進む一方で実質賃金はマイナス圏にあることなど、企業経営に影響を及ぼす要因について解説が行われました。さらに、人口減少や後継者不足を背景とした事業承継問題の深刻化にも言及されました。

第2部では、公益社団法人全日本トラック協会専務理事の松崎宏則氏が、国内貨物輸送の約9割を担うトラック運送業界の現状を説明しました。事業者の多くが小規模であることに加え、長時間労働や人手不足、賃金水準などの構造的課題が依然として存在していることが示されました。また、「2024年問題」への対応として制度整備が進む中、改正物流法やトラック適正化二法による多重下請構造の是正、適正運賃収受の実現に向けた取り組みの重要性が強調されました。契約内容の書面化や取引の可視化、関係機関の連携強化など、持続可能な物流の実現に向けた方向性が示され、制度改革は“スタート”であり、現場での実効性ある運用が不可欠であると述べられました。

本講演会は、金融・経済環境の変化と物流業界の制度改革という二つの視点から、地域経済と物流の将来像を考える有意義な機会となりました。参加者は終始熱心に耳を傾け、今後の事業運営や地域物流の発展に向けた示唆を得る場となりました。



(県ト協) 馬場会長



(センター) 河原畑委員長



(講師) 商工中金丸岡支店長



(講師) 全ト協松崎専務



令和7年度

トラック運送事業者のための人材確保・ 労働環境改善セミナーの開催状況について

令和8年1月26日(月)13時30分より長崎県トラック協会研修会館において、全日本トラック協会との共催で標記セミナーを開催し、会員15名が参加しました。

本セミナーは、処遇の見直し、柔軟な勤務体制の導入、現場と経営層の連携強化といった実効性のある施策について理解を深め、自社に応じた実践への手がかりを得ていただくことを目的に開催し、株式会社コヤマ経営 代表取締役の小山 雅敬氏より、運転者人材等の採用、人材が定着するための労働環境の整備等の説明がありました。

参加された方々は、自社での取り組みに活用できるよう真剣に耳を傾けていました。



小山講師



セミナー風景

部会だより

各部会の会員を募集します！

長崎県トラック協会では、青年部新成会・引越専門部会・食料品部会・女性部会・重量部会の5部会が、業界の地位向上と発展を目指して活動し、交流を深めています。

更なる活動推進のため、各部会会員を募集しています！

部会名	活動内容等	入会資格
青年部新成会	将来の物流の担い手として、知識の高揚と会員相互の融和団結を目的に諸々の活動を行っています。 会議、視察研修、他県との交流会等。	50歳以下の経営者、管理者
引越専門部会	引越を専門とする事業者で構成されています。 引越事業者優良認定制度等、より良いサービスを提供できるよう講習等を行っています。	引越を行っている事業者
食料品部会	食料品の輸送における、適正運賃収受並びに輸送秩序の確立を図り、業界の健全な発展に寄与することを目的とした活動を行っています。	食料品を輸送している事業者
女性部会	女性特有の感性や思考を活かし、良質な輸送サービスの提供並びに女性の活躍を推進するため、研修等を行っています。	代表者または役員の方 代表者の親族で経営に携わっている方
重量部会	重量物輸送に関しての情報交換や、協調体制の構築を目的に活動を行っています。 部会員各位の声をまとめ、発信することで事業の健全化と業界全体の繁栄を目指します。	重量物を輸送する事業者

○お問い合わせ先○ (公社)長崎県トラック協会 業務課まで

TEL : 095 - 838 - 2281 FAX : 095 - 839 - 8508



※※※技能講習情報※※※

技能講習は、下記の機関で行われています。

○フォークリフト技能講習

実施機関名	所在地	電話番号 & ホームページ
長崎クレーン学校 (あたご自動車学校)	長崎市	095-824-4910 http://nagasaki-crane.com/
新西海自動車学校	西海市	0959-27-0136 http://www.shinsaikai.com/fl_kousyuu.html
キャタピラー九州 長崎教習センター	諫早市	0957-25-3735 http://kyushujpnecat.com/cmot_kyu/index2.html
島原フォークリフトスクール (島原自動車学校)	島原市	0957-62-5271 http://shimabara.co.jp
五島クレーン学校 (五島自動車学校)	五島市	0959-73-5590 http://gotoo-crane.com

○ショベルローダー等運転技能講習(長崎県内では実施している機関はありません)

実施機関名	所在地	電話番号 & ホームページ
陸災防佐賀県支部	佐賀市	0952-30-1601 http://www.rikusaibou-saga.jp/info.html

○はい作業主任者技能講習等 県内では「長崎クレーン学校」が実施

※その他、長崎クレーン学校で行われている講習 〒850-0945 <http://nagasaki-crane.com/>

フォークリフト
玉掛け
高所作業車
小型移動式クレーン

長崎市星取1丁目1-28
電話:095-824-4910

※ 陸災防福岡及び陸災防佐賀でも「はい作業講習」が開かれています。
(福岡 Tel:092-431-1604 佐賀 Tel:0952-30-1601)

※安全衛生教育(現在、長崎県内では実施している機関はありません)

- フォークリフト運転業務従事者安全教育
- 作業指揮者講習
- 積卸し作業指揮者に対する安全教育

すべて陸災防福岡県支部で行われています

まずは、各機関にお問い合わせください

陸災防福岡県支部
092-431-1604 http://www.rikusaibou-fukuoka.com/

※陸災防長崎県支部は、技能講習を行っていません。

修了証再発行業務も行っていません(受講履歴の問い合わせは可能です)



修了証明書(統合カード)を下記の機関で交付しています。

技能講習修了証明書発行事務局

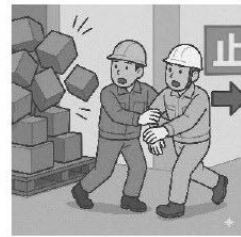
〒108-0014 東京都港区芝5-35-2 Tel:03-3452-3371、3372 Fax:03-3452-3349

個人事業者等に対する安全衛生対策の推進に係る 改正労働安全衛生法Q&A

Q 1 同じ場所で作業を行う全ての作業者に対する安全衛生対策とはどういうことですか？

A 1

◆ これまで、事業者は、直接雇用する「労働者」に対して「退避」や「立入禁止」等の安全衛生対策に係る措置を行わなければなりませんでしたが、同一の作業場所において作業に従事する者は、雇用契約の有無にかかわらず、同様の危険にさらされるという実態があることから、当該措置の対象者が「同じ場所で作業を行う全ての作業者」に拡大されたものです。したがって、危険を防止する立場にある事業者は、直接雇用する「労働者」のみならず、一人親方や協力会社の労働者など直接雇用契約の無い「同じ場所で作業を行う全ての作業者」に係る労働災害の防止を図ることが求められることになりました。



Q 2 注文者の安全配慮義務の適用は建設業だけではないのですか？

A 2

◆ 注文者の安全配慮義務は、特に建設工事の発注において、不適切な工期設定や施工方法の指定が想定されていたことから、建設工事の注文者が主たる対象とされてきました。しかしながら、無理な納期設定、作業方法の指定、経費の算定等により労働災害が起こる可能性は建設工事に限られないため、建設工事以外の注文者にも広く適用される趣旨が明確にされたものです。



Q 3 荷主には注文者としての配慮義務があるのですか？

A 3

◆ 仕事を他者に請け負わせる者は、「安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれ」がある条件を付さないように配慮をしなければならないことになりましたので、荷主等が仕事を陸運事業者等に請け負わせる場合にも当然労働者等の安全衛生に配慮する義務が生じることになります。したがって、荷主等（業務の注文者）は、注文時に施工方法や作業方法、納期、請負金などに配慮することが求められます。

個人事業者等に対する安全衛生対策の推進に係る 改正労働安全衛生法Q&A

Q 4 荷主が配慮しなければならないことは具体的にどのようなことですか？

A 4

◆ 「注文者（荷主）」が業務を注文する際に必要な配慮は、①作業場所②作業方法③作業に使用する機械・設備等④作業に使用する原材料等⑤作業時間帯等を指定する場合に、その指定内容に応じて、安全衛生上留意すべき情報等を明示することです。安全衛生上必要となる教育・研修の受講や機械等の検査等に要した費用についても、その金額を安全衛生経費として計上することも必要な配慮です。

なお、注文内容の変更により、新たに教育・研修が必要となった場合には、それに要する費用を追加する配慮も必要となります。

◆ 「施行方法、作業方法、工期、納期等」には、工程や請負金の費目等が含まれます。また、無理な納期の設定・変更や、当初予定がなかった条件の注文後の付加等も「安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれ」に含まれます。

◆ 発注ごとに作業場所や作業環境が異なり、受注した陸運業者が作業する時に初めて具体的な状況が分かるような場合には、作業場所の管理者（注文者の場合もある）が①適切な作業環境の確保を求める②管理者と協議し、あらかじめ作業内容や作業条件を契約時に明示するなどの対応を行うことが配慮しなければならないことに含まれます。

Q 5 荷主が配慮しなかった場合はどうなるのですか？

A 5

◆ 荷主が、陸運事業者に無理な作業方法を押しついたり、納期について十分な配慮をしない場合は、労働安全衛生法違反になるとともに、荷主は、民事上の安全配慮義務違反を問われるおそれがあります。

◆ 陸運事業者の皆さんに対して、荷主が業務の注文に関して、安全で衛生的な作業の遂行の配慮をしない場合には、荷主に対して、安全で衛生的な作業の遂行に配慮をお願いしたいと申し入れることはできます。この度の法改正を契機として、荷主に協力を求める話し合いを続けていくことが必要です。

災害事例
と
その対策

トラック荷台での立会作業中における 転倒（ベニヤ板の倒れ込み）による負傷

- 1 事業の種類：運送業 従業員40名
- 2 発生時・場所：14時30分頃 自社構内
- 3 被災者：倉庫入出庫管理者 60代
経験2年
- 4 傷病の程度：右手首脱臼・右肘打撲
(休業1週間)

5 災害発生状況

被災者は自社出荷場にて下請会社のトラック積込作業への立会指示を受け、昇降設備を使用して荷台へ上がった。作業は、協力会社作業員がフォークリフトで荷を積み、トラック運転者が荷台上で荷受けを行う手順であった。積込みの進捗に伴い、被災者が荷台後方の左側で立会いを続けていたところ、フォークリフトが荷台に荷を着地させた際の振動により、鳥居（ロードレスト）に立てかけてあった未固定のベニヤ板が倒壊。背中に直撃を受けた被災者はバランスを崩して転倒し、右手首の脱臼及び右肘を打撲した。

6 被災時の状況、行動及び心理等

被災者は異業種から転職して倉庫の入出庫管理業務に従事していた。当日午後は出荷量が多く、初めて立会業務を行った。立会業務は当日午前指示された。

通常時の立会業務担当者は別件の積込作業を行っていた。

7 原因

- (1) 物の不安定な状態
 - ・荷台ロードレストにベニヤ板が縦向きに立てかけてあったが、固定・固縛等の措置が講じられていなかった。
- (2) 人の不安定な行動及び心理状況
 - ・立会業務に関する具体的な安全指導を受けておらず、本来の担当業務（入出庫管理）に意識が向いていたため、周囲の作業環境や危険に対する注意が不足していた。

- (3) 管理面での不安全な要因
 - ・立会業務における潜在的危険（荷の倒壊等）についての事前教育が行われていなかった。
 - ・突発的な業務に対し、本人の経験や安全意識の程度を考慮せず、安全管理体制が不十分なまま業務に従事させた。

8 安全対策

- (1) 物の不安全な状態
 - ・倒れるおそれがある資材は、作業前に荷台床へ水平に置くことを徹底する。やむを得ず立てかける場合は、ロードレスト等へ確実に固縛する。
- (2) 人の不安全な行動
 - ・作業開始前、周囲に危険物がないか点検し、発見した場合は速やかに除去・是正する手順を徹底させる。
- (3) 管理の不安全な要因
 - ・未経験者や経験の浅い者を作業に就かせる際は、必ず事前に作業手順及び過去の災害事例を用いた安全教育（KY等）を実施する。
 - ・繁忙期等の出荷量増大を想定し、応援者の選定基準や安全マニュアルを事前に作成し、周知徹底を図る。

今回の事故は、知識・経験のない者に教育や指導を受けさせることもなく、荷役作業現場での立会業務に就かせたことが原因と考えられます。直接現場で作業に従事するわけではないので、安易に現場に行かせたそうです。

担当外の作業を行わせる場合、経験の確認を行い、未経験や慣れていないのであれば、作業内容・手順の事前説明、過去の事故事例やヒヤリ・ハット等に基づく安全指導・教育が必要です。

九州トラック交通共済ご加入のおすすめ

九州トラック交通共済は、組合員の皆様のご支援を賜り、経営基盤を確立してまいりました。そして、相互扶助に基づく協同組合の精神を事業運営の根本において、これからも多くの組合員様に事業の利用や運営にご参加いただき、共済の輪を広げていきたいと考えております。自動車共済をご検討の事業者様は是非ご相談ください。



九ト交協の取扱商品

自動車共済

～対人・対物・搭乗者・車両共済の4商品と納得の割引制度～

最大70%の優良割引

デジタコ搭載車は2%割引 (対人共済・対物共済)

掛金を一括で支払うことによる**一括払割引**

一括払額	一括払割引率
100～300万円未満	2%
300～500万円未満	3%
500万円以上	5%

事業用車両5台以上のご加入で**一括契約割5%**

契約台数に応じた**多数契約割引**！！

契約車両数	多数契約割引率
10台以上～29台以下	2%
30台以上～69台以下	4%
70台以上～99台以下	6%
100台以上～149台以下	8%
150台以上	10%

※新たにご加入の場合、他の損害保険会社等で適用されている割引を引き継ぐことができます！！

自賠責共済

～長崎県下11社の代理店～

損害保険

～運送業者貨物賠償責任保険等、事業を取り巻く様々なリスクに対応～

九ト交協の充実の制度

事故防止活動

～事故防止のことはおまかせください～

- ◆各事業所様のご希望を事前に伺い、教材を使用しながら事故防止の個別講習
- ◆初任運転者・事故惹起運転者への特別指導講習 ◆事故防止DVDの貸し出し
- ◆講習による事業者様のGマーク取得支援活動



利用分量配当

～支払いの実績により配当金があります～

組合の決算の結果、剰余金を得られた場合にお預かりした掛金とお支払いした共済金から利用分量配当を算出して契約組合員に配当します。(配当にあたり事業年度中の損害率など一定の条件があります。)



安心のロードサービス

～故障時の搬送費用も対象です～

ご契約車両(構内専用車、2輪車、原動機付自転車、特殊車両を除く)が事故故障により自走不能となった場合、最大50万円(一部自己負担金あり)のレッカー搬送費用を負担いたします。



九州トラック交通共済協同組合 長崎支所

〒850-0051

長崎県長崎市西坂町2-3 長崎駅前第一生命ビルディング6階
電話番号 095-808-0090 FAX 番号 095-808-0127 (担当 田崎)

ご不明な点がございましたら
ご遠慮なくお問合せください。

～自動車共済～ INFORMATION

■ 車両共済にご加入されると安心です

車両共済について

共済契約車両が衝突・転落・火災・盗難など、偶然な事故によって損害を被った場合に、共済金をお支払いします。

～主な補償内容～

車同士の衝突



電柱などと衝突



飛び石などの飛来物



当て逃げ



火災・爆発



台風・洪水・高潮



転覆・転落



盗難



こんなときに役に立ちます

CASE 1

■ 事故に関する修理費用



先日国道をまっすぐ進んでいた時に、コンビニから出てくる車にぶつけられました。当然相手から修理費用を全額補償してもらえるとと思ってたけど、うちの会社にも過失が2割あるといわれて、その分の修理費用を支払ってもらえませんでした。これまで、車両共済の加入はしていなかったけど、更新手続きのときに車両共済に加入していたので共済を使って修理ができた助かりました。

CASE 2

■ スムースに相手から賠償金が支払われない場合



この間、居眠り運転でセンターラインオーバーしてきた車と衝突して大切なトラックが大破してしまいました。相手が賠償してくれると思ってたら、保険に加入していないし、すぐには高額な修理費用の支払いはできないってことで困り果ててました。組合に相談したら、「車両共済に加入しているから修理費用の支払いができる」ってことで、高額な修理費用の悩みがなくなりました。

車両共済のご加入についてぜひご検討ください！！

九州トラック交通共済協同組合

諫早トラックステーション ご案内

ISAHAYA TRUCK STATION

★客室 全室バス・トイレ・エアコン・テレビ付

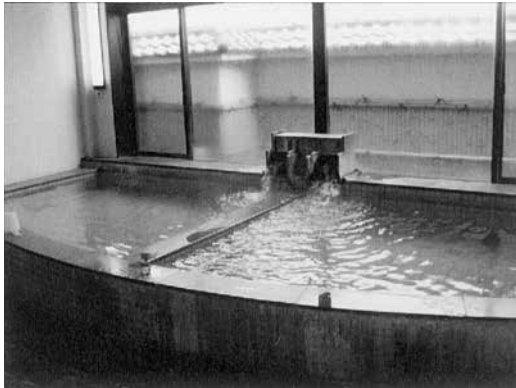


シングルルームで広めの部屋もご用意しております
宿泊料金

- ・一般 8,700円(税込)
- ・諫早TS会員 6,500円(税込)「朝食付」
(入会金 500円)
- ・トラック協会会員 5,000円(税込)

チェックイン 15時(24時間受付)
チェックアウト 翌10時

★大浴場 ミネラルバランスのとれたお湯でリフレッシュできる大浴場です!



料金 大人 520円(税込)「小学生以下無料」
ご利用時間 12時～22時まで(冬季10月～4月)
9時～22時まで(夏季5月～9月)

★シャワールーム(女性専用)

料金 100円で7分間
ご利用時間 12時～22時まで

★レストラン 安くてボリュームたっぷりのお食事をお楽しみください!



7時～20時30分までご利用できます
(オーダーストップ 20時)
※土・日曜日のみ14時30分(オーダーストップ 14時)

主なメニュー

- 長崎ちゃんぽん……………930円(税込)
- トルコライス……………1,400円(税込)
- かつ丼……………1,030円(税込)
- 中華飯……………900円(税込)
- トンカツ定食……………1,400円(税込)
- カツカレー……………1,100円(税込)

各種定食・丼物・中華など豊富に
取り揃えております

★施設内容

運行管理センター・レストラン81席・宿泊室22室・大浴場・休憩室
女性用シャワー室・自動販売機コーナー・コインランドリー(24時間営業)

駐車場

- 大型トラック(トレーラ含) …… 40台
- 中型トラック…………… 5台
- 小型トラック・普通自動車 …… 29台

アクセス

諫早駅より長崎方面へ約3km
(34号線貝津団地入口)

〒854-0063 諫早トラックステーション
長崎県諫早市貝津町1051-12
TEL 0957-26-8228 FAX 0957-26-8236

教材用DVD貸出申込一覧表

当協会では、トラックドライバーの安全教育に役立つよう下記のとおり教材用DVD等を用意しております。職場内研修等に是非ご活用ください。(貸出中の場合がありますので事前にお問い合わせください)

《申込先》(公社)長崎県トラック協会(担当 本村) TEL:095-838-2281 FAX:095-839-8508

▼ご希望の教材に○印をお願いします ※★は新たに追加したDVDです

分類	○印欄	No.	題 名	時 間	メディア	貸出可能数
ドライバー教育		1	初任運転者のためのトラックの安全運行 第1巻 ～トラックドライバーの心構えと心得～	21分	DVD	3
		2	初任運転者のためのトラックの安全運行 第2巻 ～トラックの構造的特徴と安全運転～	18分	DVD	3
		3	初任運転者のためのトラックの安全運行 第3巻 ～心と体と安全運転～	21分	DVD	3
		4	初任運転者のためのトラックの安全運行 第4巻 ～危険予測運転の基本～	21分	DVD	3
		5	中型貨物車の安全知識	26分	DVD	1
		6	大型トラックの安全運転	18分	DVD	2
		7	大型貨物車の安全運転	38分	DVD	2
		8	エコドライブで安全運転 ～省エネ運転のススメ～	22分	DVD	2
		9	ヒヤリをなくして安全運転 ～ヒヤリハット報告検討会の記録～	22分	DVD	2
		10	トラック運転者のための安全運転のポイント	30分	DVD	1
		11	巻き込み事故 トラックの左折と死角	54分	DVD	1
		12	ドラレコ映像で学ぶ! 事故の原因と対策	52分	DVD	1
		13	ドライブレコーダーからの警告!	25分	DVD	1
		14	安全なプロトラックドライバーを育てるマナーとモラル	26分	DVD	1
		15	安全なプロトラックドライバーを育てるマナーとモラル(応用編)	29分	DVD	1
		16	大丈夫ですか? 高速道路の落下物	18分	DVD	1
		17	絶対にダメ! 飲酒運転	21分	DVD	1
		18	高齢者を交通事故の被害者としないために!		DVD	1
		19	その時あなたにできること ～交通事故現場における応急救護処置～	20分	DVD	1
		20	目指せ! 危険物輸送のスペシャリスト～移動タンク貯蔵所の安全対策～		DVD	1
		21	運転中自然災害が…地震・雨・雪道での危険回避 ①一般道路編	22分	DVD	1
		22	運転中自然災害が…地震・雨・雪道での危険回避 ②高速道路編	20分	DVD	1
点検整備・運行管理		23	日常点検及び雪道対策(大型トラック編・小型トラック編)		DVD	6
		24	大型トラック・バス 車輪脱落防止のための正しい車輪の取扱いについて	27分	DVD	2
		25	トレーラ日常点検	15分	DVD	1
		26	トレーラ定期点検整備のすすめ より安全なトレーラ運行を目指して		DVD	1
		27	運行管理者の責務と職務 ～安全輸送は私が守る～		DVD	1
		28	一人のできる日常点検	17分	DVD	1
		29	やっていますか安全点呼	18分	DVD	1
		30	確実な点呼の実施方法 確認内容および留意点について	30分	DVD	2
		31	ストップ! 車輪脱落事故 ～タイヤ交換作業の手順と方法～		DVD	2
健康管理		32	事業用運転者における睡眠時無呼吸症候群(SAS)スクリーニングの重要性		DVD	1
		33	睡眠時無呼吸症候群の早期発見、早期治療	24分	DVD	1
		34	熱中症はこわくない!	30分	DVD	1
		35	受けよう、活かそう! ストレスチェック	15分	DVD	1
その他		36	引越の達人になろう		DVD	6
		37	上手な引越のコツ教えます		DVD	1
		38	交通事故0を目指して ～第42回全国トラックドライバーコンテスト～		DVD	1
		39	交通事故0を目指して ～第43回全国トラックドライバーコンテスト～		DVD	1
		40	全国トラックドライバー・コンテストマニュアル ～運転技能・整備点検編～	20分	DVD	6
		41	もしもトラックがとまったら		DVD	1
		42	走れ! 風になって未来へ～そして若者はトラックドライバーになった～		DVD	1
		43	未来への道 ～トラックドライバーからのメッセージ～		DVD	1
		44	★いのち つながれ「生命のメッセージ展」	9分	DVD	1

事業者名		※貸出確認	※受付
担当者名	TEL: - -	本	返却日
貸出期間	年 月 日 ～ 年 月 日 (最大2週間)	※返却確認	本

(※の欄は記入しないでください)

- 帳票類注文表 -

(公社)長崎県トラック協会 宛

FAX:095-839-8508

注文日: 令和 年 月 日

↓ 注文部数をご記入ください

No.	品名	単位	会員価格(円) (消費税10%込)	注文部数	備考
1	運転日報(基本タイプ)	1冊(100枚)	198		
2	運転日報(応用タイプ)	1冊(100枚)	374		
3	乗務日報(B5)	1冊(100枚)	352		
4	日常点検表(トラック・黄緑色)	1冊	660		
5	日常点検表(トレーラ・黄色)	1冊	781		
6	点呼記録簿(B4・中間点呼あり)	1冊(100枚)	363		
7	点呼記録簿(A4)	1冊(100枚)	242		
8	定期点検整備記録簿(B5・3枚複写 2年間用)	1冊	264		
9	車両管理台帳(A4・ピンク色)	1冊	286		
10	整備管理者選任届(通常3枚1セット)★	1枚	33		
11	運行指示書	1冊(50セット)	550		
12	運転者台帳(B5)	1冊(50枚)	660		
13	運転者台帳(B5・1枚)	1枚	14		
14	車両別輸送実績表(B4)	1冊	792		
15	作業指図書	1冊	176		
16	事故報告書(1セット)	1セット	290		
17	事業報告書・事業実績報告書★	4部(1セット)	495		
18	※ チャート紙	M26-120	M24-120	1個	880 (R7.4~)
	ご希望品番に注文数をご記入ください	L7-120	L7-140		
	その他 ()				

※小芝記録紙製チャート紙の在庫がなくなり次第、日本記録紙製チャート紙へ移行いたします(仕様は同じ)

受領方法 協会にて受け取り(月 日 来協予定) 送付希望

事業者名			
フリガナ 担当者名		TEL	
		FAX	
帳票類送付先	<input type="checkbox"/> に✓して下さい	<input type="checkbox"/> 会員名簿住所へ送付	<input type="checkbox"/> 会員名簿以外の住所へ送付
請求書送付先	* 上記送付先と異なる場合はご記入ください		

※午後からのご注文は翌日発送となる場合があります。

※在庫状況によりお届けまでにお時間をいただくことがあります。

※運行管理者選任届の販売は終了しました。

長崎県トラック協会ホームページに九州運輸局のホームページのリンク先を掲載しております。
 ”長崎県トラック協会ホームページ”→”会員用コンテンツ”→”九州運輸局HP・該当ページ” より

ダウンロード可能な帳票

- ★ 運行管理者選任届 ★ 整備管理者選任届
- ★ 事業報告書・事業実績報告書

【お問い合わせ先】
 〒851-0131 長崎市松原町2651-3
 (公社)長崎県トラック協会(担当:本村)
 TEL:095-838-2281 FAX:095-839-8508

以下協会使用欄

受付印	担当	発送日
	確認	/

合計金額	入金日
	/

ながさきデコ活 やってみよう!

ゼロカーボン
アクション12

地球温暖化を防止し、脱炭素・資源循環型ライフスタイルへの転換を進めるため、私たちが今すぐ取り組める環境にやさしい行動「ながさきデコ活ゼロカーボンアクション12」
3月のテーマは「環境保全活動に積極的に参加しよう!」です。
ぜひ実践してみてくださいね。

3月の
テーマ

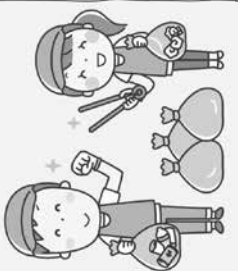
『環境保全活動に積極的に参加しよう!』 まずは清掃活動へ! ☆未来につながる美しい長崎☆

知ろう



アプリやSNSで地域の環境保全活動を検索

参加しよう



地域の清掃活動や環境イベントに参加しよう

広めよう



参加したイベントを周りに伝えよう

ながさき環境県民会議・長崎県地域環境課・長崎県資源循環推進課
長崎県 ゼロカーボンアクション12
TEL: 095-895-2512
検索



○長崎県では、ごみをみだりに捨てる行為(ポイ捨て)が県内全域で禁止されています。

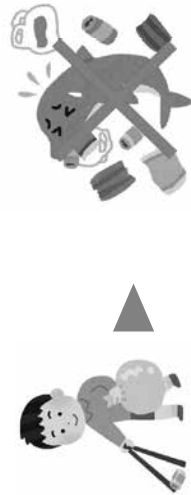
○ポイ捨てされた「ペットボトル」「プラスチック」「紙くず」などは陸地から河川を通り、海洋プラスチックごみ等になり、環境汚染につながります。

○また、ポイ捨てされりサイクルされなければ、新たな資源から製品をつくりだす必要があり、余計なCO2を排出することになります。

○身近な清掃活動に参加し、活動内容を広めることで、みんなのごみのないきれいなまちを実感し、いつまでも美しく住みよいふるさとを守りましょう。



美しいふるさとへ



ゴミ拾いを通じて

環境保全活動を知って、参加して、広めよう!



まずは知って、参加しよう

参加してこそ得られる
たっくさんの「気つき」!

気つきを広めて
私たちの暮らしを変える
行動につなげよう!



競うなら

スピードよりも

プロ意識

(三重) 株美鈴急送
若林 学

(全国トラック交通共済協同組合連合会 令和6年度事故防止対策標語最優秀賞)



トラック憲章

1. わたくしたちは、貨物輸送を通じ、社会に貢献していることを自覚し、さらに輸送サービスの向上に努めます。
1. わたくしたちは、法令を守り、かつ、相互信頼に立って輸送秩序の確立に努めます。
1. わたくしたちは、交通事故をはじめ労災事故の防止に徹し、かつ、輸送公害の除去に努めます。
1. わたくしたちは、親切、誠実をモットーに、迅速、確実、かつ、安全な輸送に努めます。
1. わたくしたちは、業界の融和協調をはかり、社会的地位の向上に努めます。

(公社) 長崎県トラック協会

発行 (公社)長崎県トラック協会
〒851-0131 長崎市松原町2651-3
TEL 095-838-2281
FAX 095-839-8508

印刷所 株式会社 昭和堂
諫早市長野町1007-2
TEL 0957-22-6000
FAX 0957-22-6690



「未来」を思い、想像上の未来のなかへ
ISUZU

**もっと走れる
明日のために。**

事故も、疲労も、故障も、未然に防いでいく。
この意識を徹底し、新たな時代を生み出しました。
「未来」という数値定義のビジネスにおいて、
トラックに必要とされる様々なニーズを。
先進の装備やテクノロジーで早期に回避、低減し
より豊かな安心を生み出します。
平がなら、もっと走れる。いすゞとなら、もっと走れる。
もっと走れる未来がある。
お客様のビジネスがもっと輝く明日を切り拓きます。

GIGA

いすゞ自動車九州株式会社

■ 長崎支店	〒851-0103	長崎市中里町1622番地1	Tel. 095-839-7500
■ 佐世保支店	〒859-3241	佐世保市有徳町188番地1	Tel. 0956-59-3141
■ 島原営業所	〒859-1412	島原市有明町大三東乙84番地1	Tel. 0957-68-0500

Quon
人を想い、先を駆ける。
Innovation that puts people first.



UDトラックス株式会社

長崎 カスタマーセンター / 諫早市津久葉町99-47 TEL:0957-25-2342
佐世保カスタマーセンター / 佐世保市大塔町14-23 TEL:0956-32-4147
<https://www.udtrucks.com/ja-jp/home>



UD UD TRUCKS

Going the Extra Mile



人を思う、次の100年へ。

MINO

日野プロフィア(大型トラック) 日野レンジャー(中型トラック) 日野デュトロ(小型トラック)

九州日野自動車株式会社

長崎支店 / 〒851-0133	長崎市矢上町53-1	TEL:095-839-3122 FAX:095-839-1637
佐世保支店 / 〒857-1161	佐世保市大塔町1979-24	TEL:0956-31-1161 FAX:0956-31-5565
島原支店 / 〒859-1415	島原市有明町大三東成88-1	TEL:0957-65-9101 FAX:0957-65-9070

走るほどに、使うほどに、三菱ふそうの真価。

FUSO



三菱ふそうトラック・バス株式会社 九州ふそう 長崎支店

長崎サービスセンター / 長崎市小瀬戸町809-33	TEL:095-834-4661	島原サービスセンター / 島原市前浜町乙62-1	TEL:0957-62-6110
佐世保サービスセンター / 佐世保市大塔町8-5	TEL:0956-31-9311	諫早サービスセンター / 諫早市小船越町571	TEL:0957-23-5588